



ディスクロージャー

新潟県信用保証協会レポート 2021

Niigata
Credit Guarantee
Corporation

01 新潟県信用保証協会について……01

プロフィール・沿革・基本理念
経営ビジョン
戦略的アクションプラン

02 事業計画・経営計画……05

第6次 中期事業計画【概要】(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)
2021(令和3)年度経営計画【概要】
外部評価委員会

03 主な取り組み……09

経営支援にかかる取り組み
保証推進にかかる取り組み
社会貢献活動
ワーク・ライフ・バランスの推進について
広報活動

04 2020(令和2)年度 業務実績……19

信用保証の実績

05 2020(令和2)年度 決算報告……29

貸借対照表
収支計算書
財産目録

06 信用保証制度等のご案内……35

信用補完制度
信用保証・信用保険制度
信用保証業務の概要
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度

07 コンプライアンス態勢について……49

コンプライアンス態勢について
個人情報の保護について
反社会的勢力の排除について

08 組織体制……55

役員名簿
組織構成図
担当地域と事務所のご案内



**Niigata
Credit Guarantee
Corporation**

ディスクロージャー

新潟県信用保証協会レポート 2021

**Niigata
Credit Guarantee
Corporation**

ごあいさつ



新潟県信用保証協会

会長

坂井 康一

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「新潟県信用保証協会レポート2021」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の経営ビジョンや経営計画、業務実績等について一層ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症が全世界を席卷し、人々の日常生活や経済活動も大きく制約され、日本経済にも甚大な影響をもたらしています。

新潟県内においても、各地イベントの中止や外出等の自粛などから、飲食業や旅行業をはじめとした多くの業種において厳しい状況が続いております。

昨年度は、実質無利子融資である「新潟県制度融資（コロナ対応実質無利子融資）」を中心に、相談や申込が殺到しましたが、組織の総力をあげ中小企業の資金繰り支援を行い、「セーフティネット機能」としての役割を果たしてまいりました。

当協会としては、これらの中小企業の方々の資金繰り支援はもとより、経営支援、いわゆる「スプリングボード機能」としての役割を発揮することにより、企業の再生や過剰債務の克服を後押ししてまいります。

また、「コーディネート機能」として、金融機関や関係機関と連携しながら、より大局的な支援スキームを作り上げていくことも大きな役割です。

ポストコロナ時代の到来に向けて、「セーフティネット機能」、「スプリングボード機能」、「コーディネート機能」、この三つの機能により、県内中小企業の皆さまの持続的発展に貢献できるよう役職員一丸となって尽力してまいります。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。





01 Profile

新潟県信用保証協会について

新潟県信用保証協会について

プロフィール(令和3年3月31日現在)

名 称	新潟県信用保証協会
本 店	新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)
設 立	昭和24年4月13日
基 本 財 産	395億円(令和3年3月31日現在)
保 証 債 務 残 高	58,889件、6,618億円
保証利用企業者数	28,927企業
事 業 所	本店、長岡支店、県央支店、上越支店、佐渡支店
役 員 数	理事14名(うち常勤4名)、監事3名(うち常勤1名)、顧問1名
職 員 数	112名
根 拠 法 律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関 係 法 律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

沿革

昭 和 24 年 4 月	社団法人新潟県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭 和 24 年 5 月	業務開始
昭 和 30 年 7 月	特殊法人として大蔵・通産大臣組織変更認可
昭 和 35 年 10 月	佐渡支店開設
昭 和 42 年 4 月	上越支店開設
昭 和 43 年 5 月	長岡支店開設
平 成 3 年 7 月	県央支店開設
平 成 12 年 4 月	本店分室完成
令 和 2 年 5 月	本店及び分室・長岡支店移転



基本理念

新潟県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

わたしたちは公的機関として、
事業の創造・維持・発展に努める
中小企業者に対し、
信用保証と経営支援を提供することにより、
金融の円滑化と新たな企業価値の創出に寄与し、
もって地域経済社会の持続的発展に貢献します。

新潟県信用保証協会について

経営ビジョン

当協会は、経営の基本方針を中小企業の皆さまをはじめ地域社会に示すこと、また協会の使命を自らが再認識することを目的として、次のとおり「経営ビジョン」を策定しています。

私たち新潟県信用保証協会は、新潟県経済の持続的発展のため、
夢と意欲にあふれる中小企業の皆さまに

1. 夢の実現に向けた公共性の高い『信用保証』を意欲的に提供し、
2. 経営のあらゆる局面で必要とされる様々な支援に意欲的に取り組み、
3. 多様なニーズに的確に対応するよきパートナーとして、
存在価値の高い組織であり続けます。

(平成21年3月11日制定)

戦略的アクションプラン

「経営ビジョン」を達成するため、次のアクションプラン5項目を掲げ、行動しています。

存在価値のアピール

ニーズに応じた商品開発と提案

ビジョン実践のための「人財」

ナレッジマネジメントの実践

効率性・有効性の追求

(平成21年3月11日制定)



02

Business Plan

事業計画・経営計画

事業計画・経営計画

第6次 中期事業計画〔概要〕(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)

当協会は、業務運営方針等の具体的な計画として、2021(令和3)年度を初年度とする3か年の「第6次 中期事業計画」を策定しております。計画の概要は次のとおりです。

①業務運営方針

当協会は、金融セーフティネットとしての機能を発揮するため、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)により影響を受けた中小企業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、経営改善に向けたスプリングボードの役割を果たすため、金融機関や関係機関等と連携し、平成30年に法制化された経営支援にも積極的に取り組む必要がある。また、代位弁済に至る中小企業者の増加も予想されることから、効率性を重視した管理回収業務への転換を徹底することで全体としての回収の最大化を図り、一方で、求償権顧客の事業再生・再挑戦や生活再建につながる管理回収業務を展開していくことが重要である。さらに、人口減少、高齢化が地域社会に与える影響やICTの著しい進展に伴うデジタル社会への変革等、金融環境や社会環境の大きな変化に対応した業務態勢を整備し、適切に施策を講じていく必要がある。

このため、令和3年度から令和5年度の3年間を改革の3年ととらえ、地方創生の視座を踏まえつつ、以下の事項を主要項目として、各業務部門における重点課題の解決に向けて取り組むこととする。

(1)金融セーフティネット機能の発揮と経営改善へのスプリングボードとしての機能強化

感染症の影響を受けた中小企業者等に対し、業況やライフステージ等の個別企業の実情に応じた資金繰り支援を積極的に行うとともに、金融機関等と適切に連携しながら、経営改善に向けたきめ細やかな支援に取り組む。

(2)効率性と求償権顧客の再起につながる管理回収業務の展開

初動対応を徹底し、効率性を重視した管理回収業務を展開していくとともに、求償権顧客の事業継続や生活状況等の個々の実情を踏まえ、再起に向けた支援に取り組む。

(3)急速かつ非連続的な環境変化への対応

急速に進展するデジタル化や、感染症をきっかけとした社会の変容等を踏まえ、引き続き地域経済社会の持続的発展に貢献できるよう、組織力の維持・向上に向けて業務改革に取り組み、組織の活性化を図る。

②事業計画

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
保証承諾	1,500億円	1,400億円	1,300億円
保証債務残高	6,420億円	6,210億円	5,700億円
代位弁済	89億円	119億円	107億円
実際回収	18億円	22億円	24億円

2021(令和3)年度経営計画【概要】

当協会は「第6次 中期事業計画」に基づき、「2021(令和3)年度経営計画」を策定し、各部門における以下の課題について重点的に取り組みます。

【保証部門】

- (1) 政策保証を活用した資金繰り支援の推進
- (2) 信用保証の利用価値の向上

【期中管理・経営支援部門】

- (1) 感染症の影響を受けた中小企業者等への経営支援の取組強化
- (2) 経営支援の実効性を高めるための効果検証等の取組

【回収部門】

- (1) 効率性を重視した管理・回収の徹底
- (2) 求償権顧客の実情を踏まえたきめ細やかな対応

【その他間接部門】

- (1) ガバナンスの徹底
- (2) 業務改革の推進
- (3) 組織活性化への取組

事業計画

	計画金額	前年度計画比
保 証 承 諾	1,500億円	117.2%
保証債務残高	6,420億円	197.5%
代 位 弁 済	89億円	167.9%
実 際 回 収	18億円	105.9%



事業計画・経営計画

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、中期事業計画および年度経営計画を公表しております。計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、有識者(学識経験者、弁護士、公認会計士)によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受けております。

[2020(令和2)年度 開催実績]

- 第43回外部評価委員会
開催日 令和2年6月8日(月)
主な議事内容 ・「年度経営計画(2019(令和元)年度)の自己評価」について
・「年度経営計画(2020(令和2)年度)」について
- 第44回外部評価委員会
開催日 令和2年7月13日(月)
主な議事内容 ・「年度経営計画(2019(令和元)年度)の自己評価」に対する外部評価委員会の意見集約
・会長に対する外部評価委員会意見の報告

外部評価委員会の意見・アドバイスを踏まえた中期事業計画、年度経営計画に対する評価については、当協会ホームページで公表しています。



03

Effort

主な取り組み



主な取り組み

経営支援にかかる取り組み

信用補完制度の各種改正を踏まえ、中小企業者の多様な資金ニーズにきめ細やかに対応するとともに、中小企業者の業況、ライフステージに応じ、金融機関と対話を深め緊密に連携しながら、きめ細かな信用保証と経営支援に一体的に取り組んでおります。

－ 具体的な取組事項 －

- ▶金融・経営相談窓口の充実を図り、中小企業者のライフステージに応じた経営課題や問題点について、コンサルティング機能を発揮して早期解決に努める。
- ▶保証申込事前相談等を通じた金融機関との対話により、中小企業者の実情に応じた経営改善支援等の提案を行い、最適な信用保証と経営支援に一体的に取り組む。
- ▶保証後の実態把握を徹底し、経営問題の顕在化又は経営破綻に陥らないうちに、適時適切な指導・助言等の実施により、経営の健全化及び金融取引の正常化を図る。
- ▶中小企業者とのリレーションの強化と金融機関や関係機関等との緊密な連携を図りながら、経営改善、事業再生支援を実施する。
- ▶中小企業者が保有する商品や技術力に係る情報を発信するとともに、ビジネスマッチングなどの販売促進に努める。
- ▶創業前の準備段階から創業の立ち上げ、創業後のフォローを継続的に、かつ、きめ細かに支援する。
- ▶中小企業の事業承継に係る経営課題についての実態把握を進め、円滑な事業承継に向けた支援を行う。

金融・経営相談窓口の充実を図り、中小企業者のライフステージに応じた経営課題や問題点について、コンサルティング機能を発揮して早期解決に努める。

▶金融・経営相談窓口

各営業店に金融・経営に関する相談窓口を常設しています。

▶商工会議所・商工会での定例金融相談会

毎月、県内14か所の商工会議所・商工会で「定例金融相談会」を毎月開催しています。

▶WEB相談窓口

ホームページに「WEB相談窓口」を開設し、メールでの相談を受け付けています。

▶夜間相談窓口

毎週火曜日(祝日除く)は、午後8時まで本店で「夜間相談窓口」を開設しています。

保証後の実態把握を徹底し、経営問題の顕在化又は経営破綻に陥らないうちに、適時適切な指導・助言等の実施により、経営の健全化及び金融取引の正常化を図る。

▶保証利用企業の継続的な実態把握

保証利用企業について、継続的なモニタリングを通じて経営状況の把握に努め、助言等を行っています。

また、企業訪問により経営内容の実態把握を行い、当該企業の経営状況に応じてMcSS(中小企業経営診断システム)の経営分析情報等を提供するとともに、適切なサポートに取り組んでいます。

▶コンサルティング機能の強化

中小企業等が難度の高い経営課題を抱えている場合には、高度・専門的な知識を有する外部専門家(アドバイザリースタッフ)と連携し、課題解決に向けた助言等適切なサポートを行っています。

【主な外部専門家(アドバイザリースタッフ)の資格・専門分野】

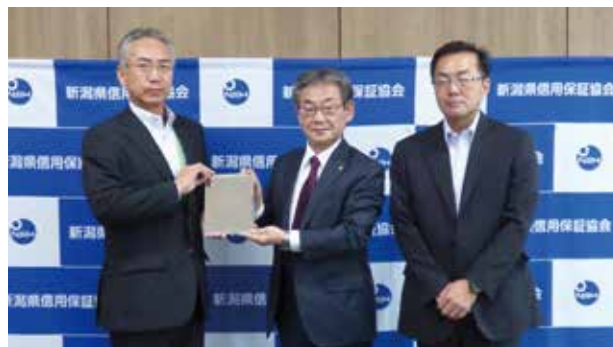
中小企業診断士、税理士、公認会計士、FP、弁護士、デザイナー、広告プランナー、POPクリエイター、管理栄養士、一級建築士、医療経営コンサルタント、フードコーディネーター等

※令和3年7月末現在、43人の外部専門家と連携しています。

中小企業者とのリレーションの強化と金融機関や関係機関等との緊密な連携を図りながら、経営改善、事業再生支援を実施する。

▶中小企業再生支援全国本部からの「感謝状」受領

令和元年度の中小企業再生支援協議会事業に貢献したことが評価され、令和2年10月8日(木)に中小企業再生支援全国本部から「感謝状」をいただきました。



(公財)にいがた産業創造機構 小林理事
新潟県信用保証協会 福本常務理事
新潟県中小企業再生支援協議会 田中統括責任者

▶商圈分析ツール(マーケットプラットフォーム)

企業のライフステージに応じた経営支援の充実を図るため、商圈分析ツール(マーケットプラットフォーム)を導入しています。

商圈分析ツールを活用することで、店舗出店や販促拡大に向けた計画立案について、数値データによる客観的な分析・検証が可能となります。

主な取り組み

▶にいがた中小企業支援ネットワーク

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業等の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、「にいがた中小企業支援ネットワーク」を設立し、当協会と（公財）にいがた産業創造機構[新潟県中小企業再生支援協議会]が事務局を担っております。

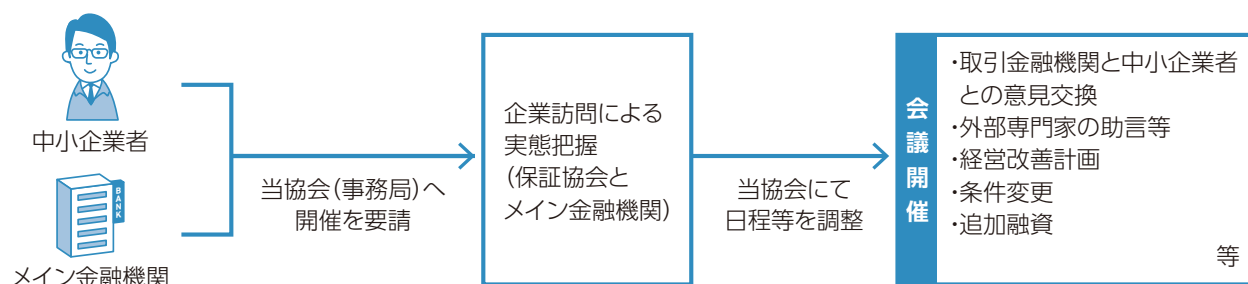
にいがた中小企業支援ネットワークは、金融機関、中小企業支援機関および公的機関との協調体制を構築するとともに、新潟県内の中小企業等の経営改善・事業再生を促す環境を整備することにより、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

▶経営サポート会議

中小企業者、主力金融機関および経営サポート会議の事務局である当協会との意見交換や外部専門家からの経営改善などに関する助言等を通して、当該中小企業者の経営改善や事業改善を行っています。

令和2年度は10企業、平成25年6月の設置以降、累計（令和3年3月末時点）で290企業にご利用いただいております。

経営サポート会議の流れ



【経営サポート会議 開催実績企業数】

2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
8	28	35	33	47	60	69	10

▶新潟県ブロック別事業支援連絡会

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者への支援強化のため、関東財務局新潟財務事務所及び新潟県商工会連合会主催の「新潟県ブロック別事業支援連絡会」が県内9ブロックで開催されました。

当協会、信用金庫及び信用組合のほか、商工会、商工会議所等の支援機関が参加し、各機関が行っている事業等の説明を行いました。

▶新潟県中小企業団体中央会「中越・魚沼地域組合理事長交流会」

長岡グランドホテルにて、令和2年10月8日（木）、各地域における組合理事長等を対象とした新潟県中小企業団体中央会「中越・魚沼地域組合理事長交流会」が開催されました。

当協会からは長岡支店 清水支店長が参加し、中小企業をとりまく状況等について説明を行いました。



中小企業者が保有する商品や技術力に係る情報を発信するとともに、ビジネスマッチングなどの販売促進に努める。

▶「にいがたBIZ EXPO 2020」の開催

県内企業の販路拡大を後押しするため、（公財）新潟市産業振興財団や関係機関と共に、「にいがたBIZ EXPO 2020」を、令和2年10月15日（木）～16日（金）、新潟市産業振興センターにおいて開催しました。

新型コロナウイルス感染症の防止対策をとりながら、出展企業が魅力あふれる商品・製品・サービスをPRし、活発な商談が行われました。

また、当協会の主催で、一般社団法人 事業承継協会 新潟県支部長の土田克則氏をお迎えし「事業承継の基本的な考え方～自ら中小企業の後継者として、M&A等を経験している講師が教える～」と題した講演会を開催しました。



主な取り組み

創業前の準備段階から創業の立ち上げ、
創業後のフォローを継続的に、かつ、きめ細かに支援する。

▶創業塾 Pontekia 第7回金融相談会

三条市が主催する創業に必要な知識を学ぶことを目的とした「創業塾 pontekia 第7回金融相談会」において、令和2年11月11日(水)、県央支店 保証課 野上課長代理が講師を務めました。

保証制度や創業あんしんサポート事業等について説明したあと、創業を目指している方々の個別相談に応じました。



▶創業塾2020 上越スタートアップキャンパス

上越商工会議所等との共催による「創業塾2020 上越スタートアップキャンパス」を、令和2年9月12日から11月14日までの毎週土曜日、上越商工会議所において開催しました。

第2講座(9月19日)において、上越支店 高橋副支店長が講師となり、中小企業における当協会の役割や信用保証制度の仕組み、創業に関する支援等について説明しました。

参加した方からは、「金融機関以外にも相談に乗ってもらえる機関があることを知ることができた」等の声がありました。

▶創業あんしんサポート事業

創業をお考えの方、創業後間もない方をあらゆる面から継続的にサポートし、経営の更なる発展や成長のお手伝いをしています。

■事業内容

●アドバイス等

原則として、営業店の経営支援アドバイザーが、創業全般に係るサポートを行います。

また、必要に応じて外部専門家(アドバイザリースタッフ)を活用し、マーケティングなど、最新かつより専門的な知識・ノウハウを持ってアドバイスをを行います。



【アドバイス等実施数】

2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
5	8	16	33	15

▶(公財)新潟市産業振興財団主催「ビジネスセミナー」

オンラインにて、令和2年9月10日(木)、ビジネスに携わる方や起業等を検討している方などを対象とした『プロはどう読む？ 中小企業の「決算書」』セミナーが開催され、当協会の本店営業部 保証第一課 和泉課長代理が講師を務めました。

「決算書で最初に見るべき項目は?」「借入の適正額は?」など、実務に即した疑問に対し、わかりやすく解説しました。



保証推進にかかる取り組み

▶金融機関表彰

中小企業者のライフステージに応じた金融支援ならびに経営支援を実施しており、この取り組みにご協力いただいた金融機関の店舗に対し、感謝状を贈呈しております。

令和2年度は、贈呈基準に基づき21店舗を選定させていただきました。

▶小規模企業者カードローン当座貸越根保証(miniカード)

小規模企業者の皆さまの資金繰りの安定を支援するため、反復して利用することができるminiカードを取り扱っております。

miniカードは、創業後1年未満の方がご利用できる創業者枠と、業歴1年以上の方がご利用できる一般枠に分かれています。

保証承諾実績 (2020(R2)年4月1日～2021(R3)年3月31日)	1,403件	2,307,650千円
(内訳)		
創業者枠	233件	213,900千円
一般枠	1,170件	2,093,750千円

主な取り組み

▶新潟県制度融資(コロナ対応実質無利子融資)利用実績

「新潟県制度融資(コロナ対応実質無利子融資)」は、令和2年5月1日から令和3年5月31日まで、件数27,928件、金額4,440億76百万円のご利用をいただきました。

各種分類別の承諾実績は、次のとおりとなっております。

【市町村別】 (単位:千円、%)

	件 数	金 額	構成比
新潟市	9,717	164,531,858	37.1
長岡市	3,078	50,438,395	11.4
上越市	1,703	25,688,483	5.8
三条市	2,001	31,237,973	7.0
柏崎市	939	13,409,259	3.0
新発田市	1,109	18,804,762	4.2
小千谷市	427	7,256,970	1.6
加茂市	359	4,531,613	1.0
十日町市	682	9,631,610	2.2
見附市	439	5,765,819	1.3
村上市	758	12,101,584	2.7
燕市	2,127	32,580,265	7.3
糸魚川市	352	5,438,447	1.2
妙高市	285	3,924,020	0.9
五泉市	586	9,261,155	2.1
佐渡市	501	6,571,728	1.5
阿賀野市	516	8,941,717	2.0
魚沼市	390	5,304,206	1.2
南魚沼市	685	10,146,080	2.3
胎内市	269	3,818,190	0.9
市部計	26,923	429,384,134	96.7
聖籠町	152	2,759,770	0.6
弥彦村	167	2,125,700	0.5
田上町	161	2,045,478	0.5
阿賀町	78	1,450,870	0.3
関川村	54	674,670	0.2
粟島浦村	1	40,000	0.0
出雲崎町	39	482,000	0.1
湯沢町	226	3,231,210	0.7
津南町	78	1,085,913	0.2
刈羽村	49	795,800	0.2
町村部計	1,005	14,691,411	3.3
合 計	27,928	444,075,545	100.0

【業種別】 (単位:千円、%)

		件 数	金 額	構成比
製 造 業	食料品	609	12,067,560	2.7
	繊維品	327	5,470,719	1.2
	木材・木製品	88	1,532,532	0.3
	家具建具	234	3,130,715	0.7
	紙	66	1,222,492	0.3
	印刷製本	264	5,347,699	1.2
	化学	16	431,000	0.1
	石油・石炭製品	2	60,000	0.0
	ゴム・プラスチック	192	4,289,352	1.0
	皮革	7	48,600	0.0
	窯業	143	3,102,995	0.7
	機械	1,066	22,568,443	5.1
	電気機器	236	5,038,787	1.1
	輸送用機械器具	173	3,767,437	0.8
	金属	1,578	29,183,821	6.6
	その他	1,006	13,093,050	2.9
	計	6,007	110,355,202	24.9
農林産業		50	474,644	0.1
鉱業		43	1,079,500	0.2
建設業		6,978	116,145,384	26.2
卸売業		2,691	55,700,316	12.5
小売業		3,352	46,276,720	10.4
飲食業		3,004	27,832,485	6.3
運送倉庫業		634	15,249,454	3.4
サービス業		4,568	60,330,232	13.6
不動産業		540	9,892,963	2.2
その他産業		61	738,645	0.2
合 計		27,928	444,075,545	100.0

社会貢献活動

▶ 専門学校で講義を行いました

専門学校において「独立開業の基本」と題した講義を当協会、(公財)新潟市産業振興財団、及び新潟信用金庫と連携し行いました。

本授業は、長期的な視点から将来の起業家の育成に貢献することを目的に取り組んでおります。

学生からは、「独立を考えたとき、相談できる機関がたくさんあることを知ることができた」「夢の実現のため、もっと技術を身につけたいと思った」等の話を聞くことができました。

令和2年10月19日(月)	シェフパティシエ専門学校 調理製菓技術科 2年生
令和2年10月29日(木)	国際調理製菓専門学校 カフェ学科 2年生
令和2年12月 4日(金)	新潟調理師専門学校 専門調理・製菓製パン・福祉調理科 1年生
令和2年12月 9日(水)	新潟柔整専門学校 第一柔道整復師学科 2年生 第二柔道整復師学科 2年生

【講師】

(公財)新潟市産業振興財団	百合岡統括プロジェクトマネージャー 松井プロジェクトマネージャー 間瀬プロジェクトマネージャー
新潟信用金庫	営業推進部取引先支援課 阿部課長代理
新潟県信用保証協会	企画総務部経営企画課 田村課長代理



シェフパティシエ専門学校



国際調理製菓専門学校



新潟調理師専門学校



新潟柔整専門学校

▶ フードバンクにいがたへの食料品等の寄贈について

「フードバンクにいがた」では、家庭で余っている、又は品質に問題がないものの、さまざまな理由から市場で流通できないなどの食品等を一般家庭や企業等から集め、生活困窮者支援団体・施設等へ無償で提供する活動を行っています。

当協会は、この活動に賛同し、役職員から集めた食料品等や災害備蓄食品436点を寄贈しました。



▶ 「ペットボトルキャップ」回収活動について

当協会では、社会貢献活動及びグリーン経営にかかる取組の一環として、ペットボトルキャップ(通称:エコキャップ)を回収し、NPO法人JCV活動協力企業へ寄贈する活動を行っています。

寄贈したエコキャップは再資源化され、その収益で発展途上国にワクチンが届けられます。

【平成23年1月から令和2年12月までの寄贈状況】

寄贈したエコキャップの数	178,084個
ポリオワクチン	151.7人分
CO ₂ 削減量	1,345.84kg

主な取り組み

ワーク・ライフ・バランスの推進について

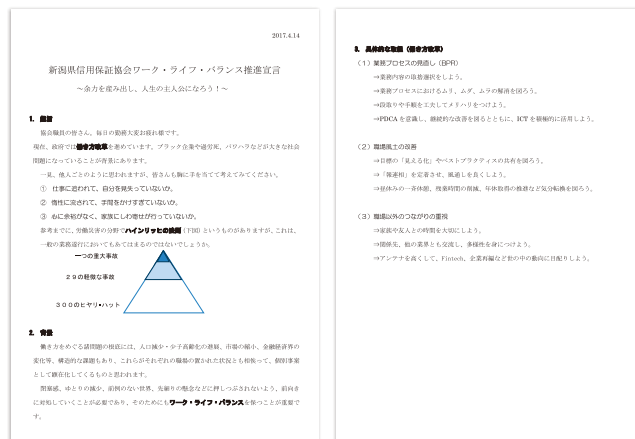
公正かつ健全な協会経営の展開のため、平成29年度からワーク・ライフ・バランスの推進を経営計画に織り込み、職員一丸となって働き方の見直しや働きやすい職場づくりを進めています。

残業削減や休暇のとりやすい環境の整備はもちろんのこと、ワーク・ライフ・バランスに対する職員の理解を深めるための活動も行っています。

▶ワーク・ライフ・バランス推進宣言

坂井会長から、職員に向けて発出された宣言です。

職員が自らの創意工夫に基づき、ワーク・ライフ・バランスに取り組むための拠り所となるよう、新潟県信用保証協会の目指すべき姿を示しています。



広報活動

信用保証について、より多くの皆さまに知っていただき、広くご利用いただけるよう、各種広報活動を行っています。

月報

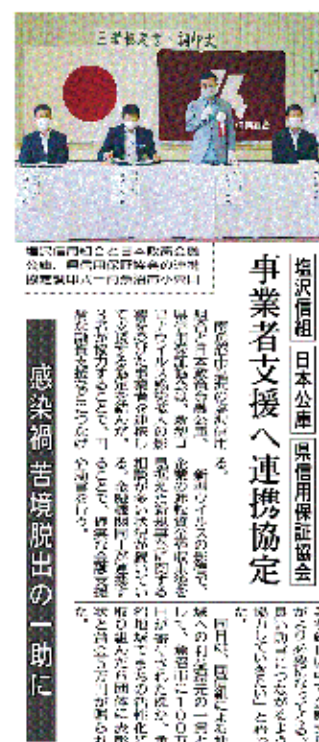
広報誌「保証にいがた」を発刊しています。

季節に応じた新潟県内の象徴的な写真を配置する等、四季折々の美しい新潟を感じていただけるようにしたほか、読みやすい文章・手に取りやすいデザインとしています。



パブリシティ広報

広く一般の方々への周知のため、新聞社等マスコミに情報提供を行っています。



令和3年7月8日 新潟日報 新潟日報社提供



04

Business Results

2020(令和2)年度 業務実績

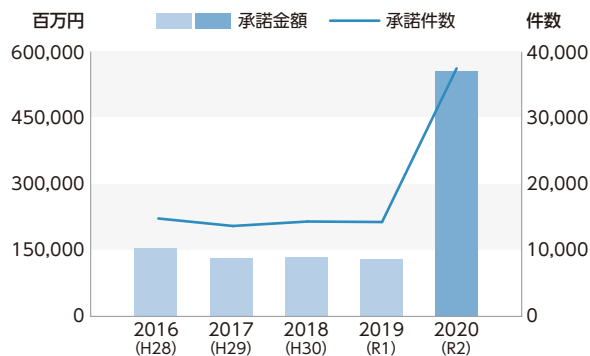
2020(令和2)年度 業務実績

信用保証の実績

最近5年間の保証状況

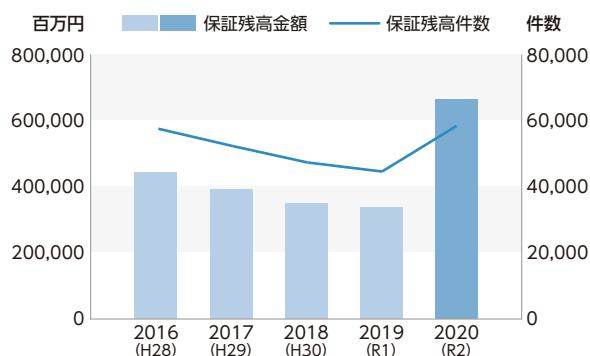
▶保証承諾

項目 年度	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2016(H28)	14,930	155,823	99.3
2017(H29)	13,787	132,452	85.0
2018(H30)	14,468	135,461	102.3
2019(R1)	14,391	130,339	96.2
2020(R2)	37,810	556,457	426.9



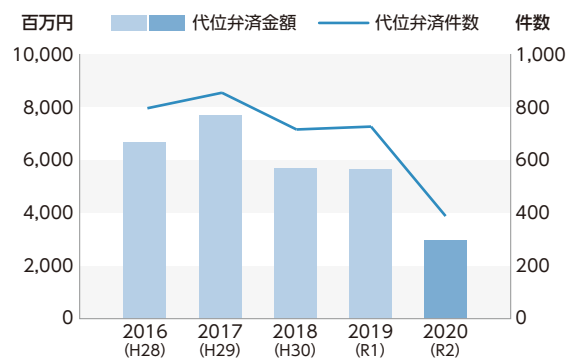
▶保証債務残高

項目 年度	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2016(H28)	58,016	441,783	89.9
2017(H29)	52,727	391,193	88.5
2018(H30)	47,743	349,569	89.4
2019(R1)	44,972	335,324	95.9
2020(R2)	58,889	661,783	197.4



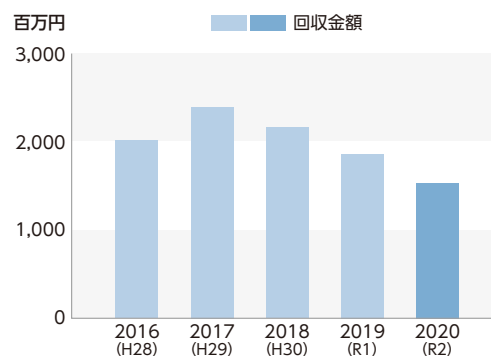
▶代位弁済

項目 年度	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2016(H28)	802	6,678	98.0
2017(H29)	861	7,691	115.2
2018(H30)	721	5,674	73.8
2019(R1)	732	5,637	99.3
2020(R2)	391	2,964	52.6



▶実際回収

項目 年度	金額(百万円)	前年度比(%)
2016(H28)	2,010	84.7
2017(H29)	2,392	119.0
2018(H30)	2,161	90.3
2019(R1)	1,862	86.2
2020(R2)	1,533	82.3

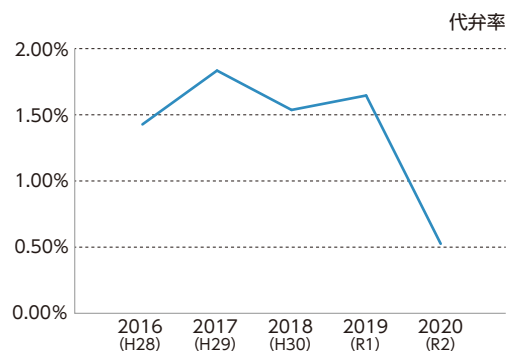


最近5年間の代位弁済率・回収率の推移

(単位:%)

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
代弁率	1.44	1.85	1.55	1.66	0.53

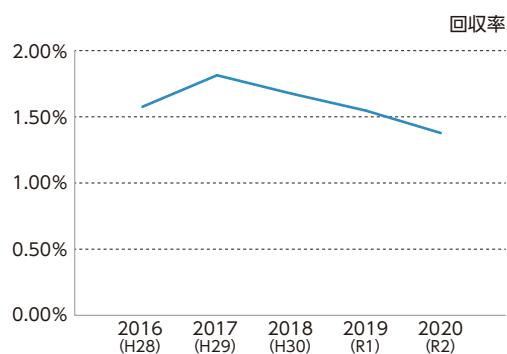
$$\text{代弁率} = \frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}}$$



(単位:%)

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
回収率	1.59	1.83	1.69	1.56	1.39

$$\text{回収率} = \frac{\text{対債務者回収(求償権回収)}}{\text{期首求償権+代位弁済額}}$$



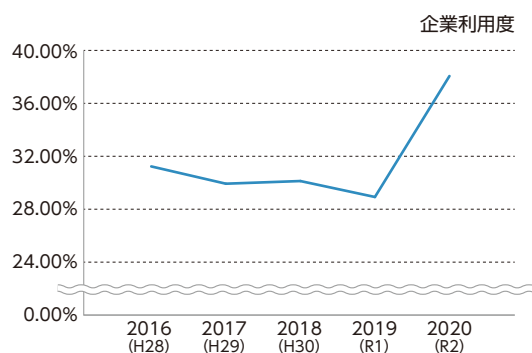
最近5年間の利用度の推移

(単位:%)

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
企業利用度	31.2	29.9	30.1	28.9	38.0

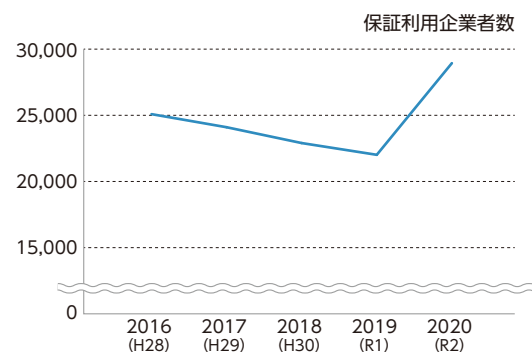
$$\text{企業利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数(※)}}$$

(※)県内中小企業者数…総務省「事業所・企業統計調査」を再編加工。
中小企業白書から引用。



最近5年間の保証利用企業者数の推移

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
保証利用企業者数	25,082	24,094	22,900	22,013	28,927



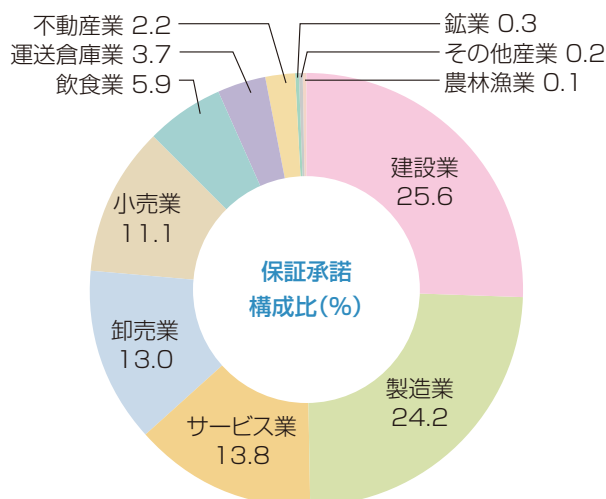
2020(令和2)年度 業務実績

業種別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

業種		件数	金額	構成比	前年度比
製 造 業	食料品	824	15,214,205	2.7	321.3
	繊維品	446	7,010,423	1.3	255.8
	木材・木製品	124	1,982,032	0.4	391.1
	家具建具	312	3,596,922	0.6	463.5
	紙	93	1,623,756	0.3	453.0
	印刷製本	370	7,364,806	1.3	428.7
	化学	21	562,000	0.1	1,419.2
	石油・石炭製品	1	30,000	0.0	193.5
	ゴム・プラスチック	258	5,667,430	1.0	395.6
	皮革	11	59,000	0.0	242.8
	窯業	190	3,873,325	0.7	305.2
	機械	1,348	27,703,699	5.0	451.3
	電気機器	305	6,356,775	1.1	438.8
	輸送用機械器具	221	4,500,765	0.8	608.2
	金属	1,882	32,872,750	5.9	616.3
	その他	1,443	16,385,894	2.9	463.3
小計		7,849	134,803,782	24.2	437.5
農林漁業		78	705,424	0.1	215.5
鉱業		59	1,431,880	0.3	384.5
建設業		9,763	142,183,766	25.6	425.4
卸売業		3,627	72,111,583	13.0	380.1
小売業		4,717	61,954,745	11.1	373.7
飲食業		3,749	32,911,158	5.9	573.3
運送倉庫業		896	20,429,613	3.7	392.0
サービス業		6,244	76,792,204	13.8	461.0
不動産業		725	12,039,154	2.2	579.6
その他産業		103	1,093,745	0.2	673.7
小計		29,961	421,653,272	75.8	423.7
合計		37,810	556,457,054	100.0	426.9



▶保証債務残高

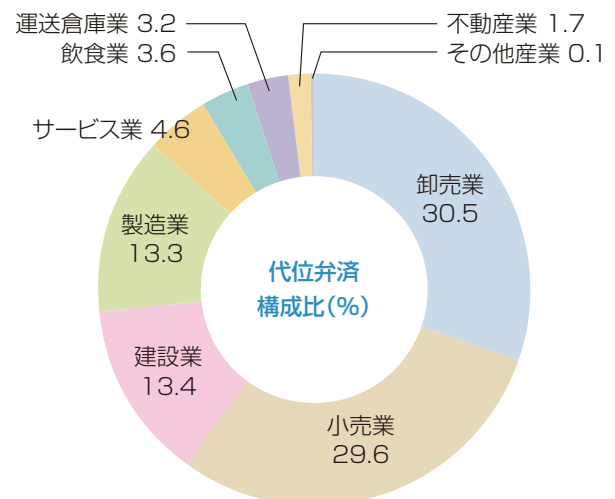
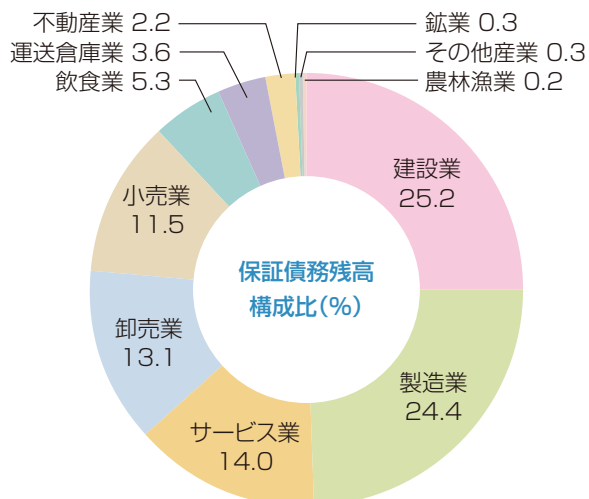
(単位:千円、%)

件数	金額	構成比	前年度比
1,365	19,753,442	3.0	169.6
765	10,840,604	1.6	159.3
198	2,423,983	0.4	182.7
516	4,208,425	0.6	206.2
127	1,885,780	0.3	193.2
576	8,557,432	1.3	180.5
31	513,769	0.1	254.2
4	111,823	0.0	68.1
397	7,043,825	1.1	193.8
23	78,294	0.0	153.7
299	5,494,062	0.8	163.1
1,971	31,970,108	4.8	204.1
444	7,566,129	1.1	205.2
313	5,066,662	0.8	224.3
2,617	36,297,187	5.5	237.7
2,273	19,640,369	3.0	204.6
11,919	161,451,895	24.4	198.2
149	1,044,160	0.2	141.9
110	1,896,179	0.3	194.7
15,601	166,653,878	25.2	201.0
5,557	86,700,622	13.1	182.7
7,642	75,858,504	11.5	180.3
5,077	35,239,426	5.3	237.2
1,514	23,734,006	3.6	182.8
9,882	92,914,146	14.0	205.9
1,173	14,603,367	2.2	268.5
265	1,686,574	0.3	128.6
46,970	500,330,862	75.6	197.1
58,889	661,782,757	100.0	197.4

▶代位弁済

(単位:千円、%)

件数	金額	構成比	前年度比
8	64,056	2.2	40.4
17	79,007	2.7	13.0
0	0	—	—
3	4,172	0.1	17.6
0	0	—	皆減
0	0	—	皆減
0	0	—	—
0	0	—	—
0	0	—	皆減
0	0	—	—
0	0	—	皆減
4	22,153	0.7	86.4
4	11,935	0.4	皆増
1	1,330	0.0	皆増
30	157,232	5.3	60.5
12	53,231	1.8	88.7
79	393,116	13.3	28.3
0	0	—	皆減
0	0	—	皆減
67	396,245	13.4	43.6
62	905,353	30.5	111.7
111	877,065	29.6	118.3
23	106,821	3.6	19.0
8	95,680	3.2	78.2
36	135,154	4.6	13.9
3	51,063	1.7	1,189.3
2	3,763	0.1	63.0
312	2,571,144	86.7	60.6
391	2,964,260	100.0	52.6



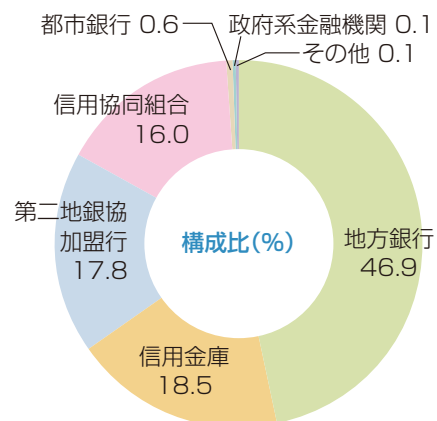
2020(令和2)年度 業務実績

金融機関群別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

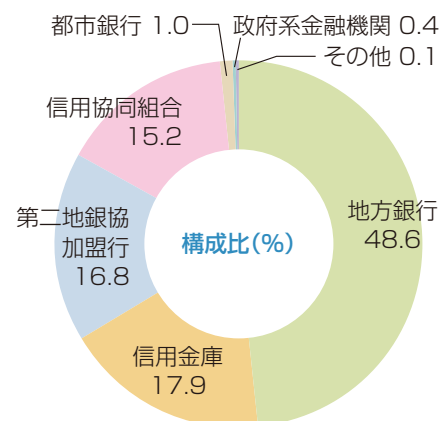
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	83	3,239,886	0.6	221.2
地方銀行	14,551	261,039,570	46.9	381.8
第二地銀協加盟行	6,482	99,240,730	17.8	529.5
信用金庫	8,584	102,777,233	18.5	470.0
信用協同組合	8,005	88,977,006	16.0	466.5
政府系金融機関	17	491,649	0.1	68.9
その他	88	690,980	0.1	608.4
合計	37,810	556,457,054	100.0	426.9



▶保証債務残高

(単位:千円、%)

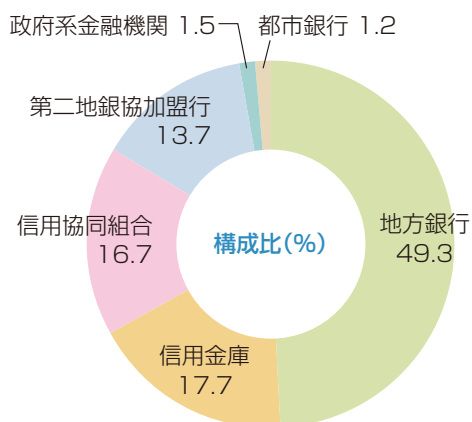
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	267	6,531,219	1.0	110.3
地方銀行	24,721	321,697,656	48.6	188.3
第二地銀協加盟行	9,721	111,411,358	16.8	225.7
信用金庫	12,793	118,388,948	17.9	210.2
信用協同組合	11,087	100,482,731	15.2	202.8
政府系金融機関	153	2,537,390	0.4	87.9
その他	147	733,455	0.1	176.7
合計	58,889	661,782,757	100.0	197.4



▶代位弁済

(単位:千円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	3	34,981	1.2	79.8
地方銀行	149	1,460,081	49.3	49.4
第二地銀協加盟行	68	404,837	13.7	76.7
信用金庫	78	524,886	17.7	40.9
信用協同組合	89	493,810	16.7	62.7
政府系金融機関	4	45,666	1.5	228.3
その他	0	0	-	皆減
合計	391	2,964,260	100.0	52.6

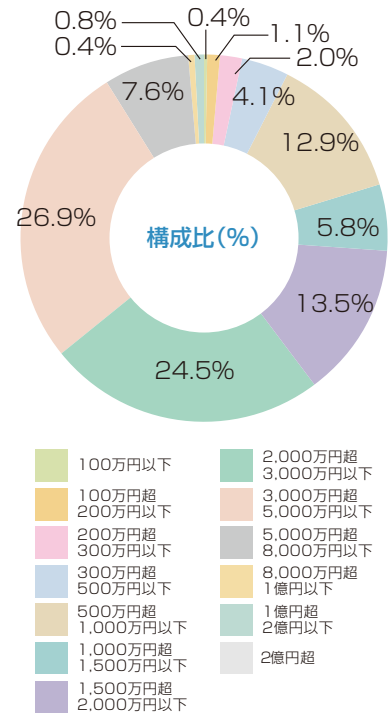


※政府系金融機関は、商工中金・日本公庫
 ※その他は、農協・県信連・信託銀行

金額別保証承諾状況

(単位:千円、%)

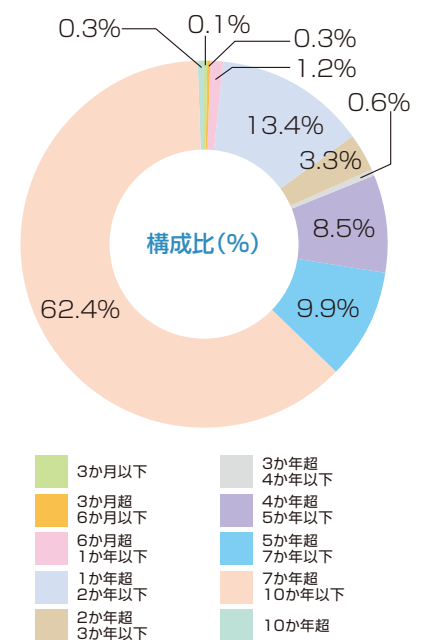
区分	件数	金額	構成比	前年度比
100万円以下	2,492	2,236,080	0.4	108.4
100万円超200万円以下	3,323	6,008,251	1.1	167.6
200万円超300万円以下	3,836	11,133,147	2.0	172.0
300万円超500万円以下	4,909	22,754,137	4.1	225.6
500万円超1,000万円以下	8,066	71,585,557	12.9	339.1
1,000万円超1,500万円以下	2,327	32,300,054	5.8	331.2
1,500万円超2,000万円以下	3,829	75,216,673	13.5	426.6
2,000万円超3,000万円以下	4,675	136,150,816	24.5	711.1
3,000万円超5,000万円以下	3,625	149,907,216	26.9	548.1
5,000万円超8,000万円以下	676	42,254,324	7.6	516.1
8,000万円超1億円以下	24	2,286,800	0.4	106.3
1億円超2億円以下	27	4,374,000	0.8	155.8
2億円超	1	250,000	0.0	皆増
合計	37,810	556,457,054	100.0	426.9



期間別保証承諾状況

(単位:千円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
3ヵ月以下	47	802,680	0.1	143.0
3ヵ月超6ヵ月以下	102	1,752,735	0.3	91.8
6ヵ月超1ヵ年以下	851	6,588,636	1.2	90.5
1ヵ年超2ヵ年以下	6,437	74,537,685	13.4	102.5
2ヵ年超3ヵ年以下	1,438	18,218,940	3.3	1,821.3
3ヵ年超4ヵ年以下	324	3,142,438	0.6	1,041.6
4ヵ年超5ヵ年以下	3,779	47,035,250	8.5	561.6
5ヵ年超7ヵ年以下	4,577	55,277,347	9.9	332.8
7ヵ年超10ヵ年以下	20,186	347,198,526	62.4	1,800.4
10ヵ年超	69	1,902,816	0.3	83.3
合計	37,810	556,457,054	100.0	426.9



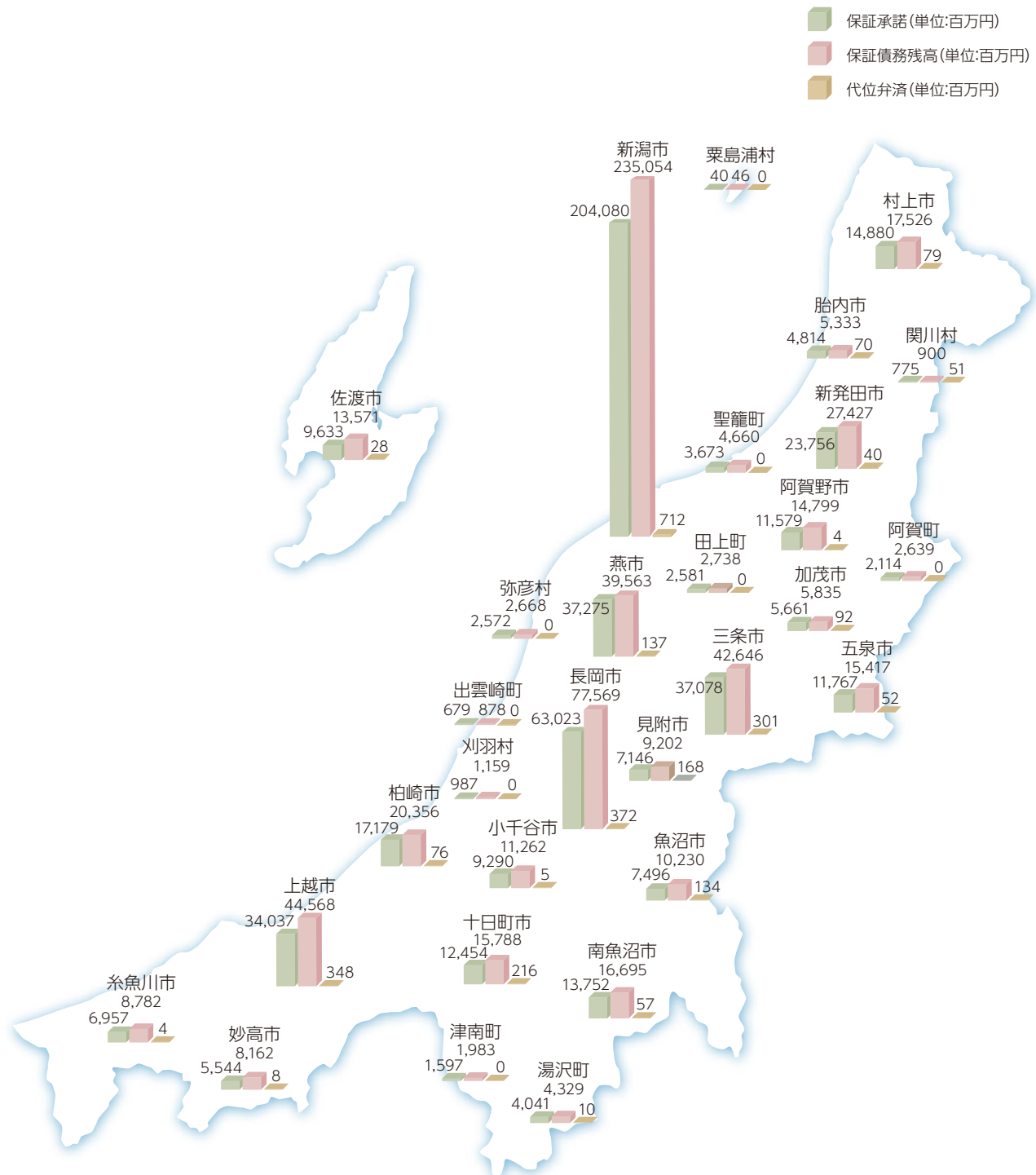
2020(令和2)年度 業務実績

市町村別保証状況

(単位:千円、%)

項目 市町村	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年度比	件数	金額	構成比	前年度比	件数	金額	構成比	前年度比
新潟市	13,001	204,079,721	36.7	449.5	20,182	235,053,823	35.5	212.4	100	711,743	24.0	36.0
長岡市	4,172	63,022,524	11.3	426.0	6,563	77,569,012	11.7	185.9	52	372,083	12.6	41.8
上越市	2,432	34,036,603	6.1	340.1	4,043	44,567,548	6.7	176.9	29	348,333	11.8	529.1
三条市	2,484	37,077,950	6.7	506.9	3,660	42,645,751	6.4	209.4	35	300,815	10.1	48.4
柏崎市	1,346	17,179,289	3.1	458.1	1,982	20,356,153	3.1	204.5	13	75,609	2.6	109.6
新発田市	1,555	23,755,968	4.3	370.2	2,494	27,427,213	4.1	192.6	15	40,121	1.4	23.2
小千谷市	572	9,289,792	1.7	500.2	887	11,261,519	1.7	189.4	3	5,079	0.2	2.3
加茂市	479	5,660,727	1.0	507.5	650	5,834,660	0.9	183.8	12	91,681	3.1	35.3
十日町市	961	12,453,859	2.2	370.8	1,592	15,788,208	2.4	166.3	13	215,586	7.3	80.1
見附市	565	7,145,795	1.3	322.0	834	9,202,128	1.4	180.6	18	168,080	5.7	691.8
村上市	1,024	14,879,639	2.7	441.7	1,644	17,525,583	2.6	203.6	18	79,201	2.7	26.9
燕市	2,576	37,275,176	6.7	561.6	3,390	39,562,592	6.0	229.6	25	136,955	4.6	57.2
糸魚川市	510	6,956,752	1.3	410.6	933	8,781,583	1.3	161.9	2	3,883	0.1	4.3
妙高市	411	5,543,880	1.0	232.5	762	8,162,225	1.2	160.1	3	7,599	0.3	1,830.1
五泉市	849	11,767,076	2.1	324.6	1,428	15,416,587	2.3	177.6	20	52,404	1.8	23.2
佐渡市	787	9,632,957	1.7	320.2	1,561	13,570,599	2.1	168.9	7	27,874	0.9	29.6
阿賀野市	726	11,578,513	2.1	464.0	1,205	14,799,137	2.2	218.5	3	4,370	0.1	7.7
魚沼市	598	7,496,024	1.3	314.3	1,018	10,229,595	1.5	152.3	8	134,454	4.5	1,752.9
南魚沼市	967	13,752,225	2.5	388.4	1,401	16,694,938	2.5	191.4	6	56,963	1.9	197.2
胎内市	396	4,813,970	0.9	629.5	576	5,333,376	0.8	204.5	4	69,532	2.3	254.6
聖籠町	226	3,673,000	0.7	398.7	377	4,660,153	0.7	204.7	0	0	—	皆減
弥彦村	217	2,572,200	0.5	539.3	298	2,667,611	0.4	201.6	0	0	—	—
田上町	217	2,580,736	0.5	679.2	278	2,738,215	0.4	173.9	0	0	—	皆減
阿賀町	134	2,113,820	0.4	353.6	243	2,638,891	0.4	162.8	0	0	—	—
関川村	65	775,100	0.1	481.3	99	899,831	0.1	225.7	3	51,456	1.7	皆増
粟島浦村	1	40,000	0.0	皆増	3	46,490	0.0	599.6	0	0	—	—
出雲崎町	61	679,023	0.1	203.6	89	878,174	0.1	182.6	0	0	—	—
湯沢町	289	4,040,713	0.7	707.9	409	4,329,084	0.7	213.5	2	10,438	0.4	皆増
津南町	118	1,597,483	0.3	310.0	177	1,982,766	0.3	149.8	0	0	—	皆減
刈羽村	71	986,540	0.2	408.6	111	1,159,313	0.2	205.9	0	0	—	—
合計	37,810	556,457,054	100.0	426.9	58,889	661,782,757	100.0	197.4	391	2,964,260	100.0	52.6

04 Business Results



2020(令和2)年度 業務実績

主な制度別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

制度名	件 数	金 額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	3,171	45,178,640	8.1	97.5
事業者カードローン当座貸越根保証	1,728	8,361,100	1.5	95.9
無担保当座貸越根保証	661	18,615,500	3.3	119.0
小口零細企業保証	546	1,681,174	0.3	26.5
創業関連保証	334	1,550,995	0.3	72.3
創業等関連保証	5	34,600	0.0	123.6
経営安定関連保証	19,167	274,904,142	49.4	9,248.1
中小企業特定社債保証	9	768,000	0.1	139.1
流動資産担保融資保証	21	1,145,176	0.2	101.2
県制度	29,185	457,263,700	82.2	2,410.0
合計	37,810	556,457,054	100.0	426.9

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

制度名	件 数	金 額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	6,734	93,962,366	14.2	93.6
事業者カードローン当座貸越根保証	3,709	17,432,062	2.6	88.6
無担保当座貸越根保証	1,218	34,197,382	5.2	99.3
小口零細企業保証	4,540	7,247,694	1.1	51.2
創業関連保証	1,568	4,119,462	0.6	67.2
創業等関連保証	70	262,307	0.0	54.5
経営安定関連保証	19,219	252,160,626	38.1	898.3
中小企業特定社債保証	74	3,755,600	0.6	81.7
流動資産担保融資保証	32	1,356,834	0.2	105.5
県制度	31,144	415,986,975	62.9	802.7
合計	58,889	661,782,757	100.0	197.4

▶代位弁済

(単位:千円、%)

制度名	件 数	金 額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	52	696,569	23.5	60.3
事業者カードローン当座貸越根保証	37	160,026	5.4	74.0
無担保当座貸越根保証	7	179,571	6.1	73.8
小口零細企業保証	51	91,038	3.1	69.3
創業関連保証	18	33,498	1.1	29.8
創業等関連保証	0	0	—	皆減
経営安定関連保証	97	712,444	24.0	39.0
中小企業特定社債保証	1	40,238	1.4	皆増
流動資産担保融資保証	2	41,625	1.4	301.9
県制度	79	636,482	21.5	70.4
合計	391	2,964,260	100.0	52.6

05

Settlement

2020(令和2)年度 決算報告



2020(令和2)年度 決算報告

貸借対照表 (2021(令和3)年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
現金	471,681	基本財産	39,504,730,114
現金	471,681	基金	7,867,835,662
小切手	0	基金準備金	31,636,894,452
預け金	17,310,501,229	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	15,692,277,699
普通預金	3,993,010,281	責任準備金	3,990,764,943
通知預金	0	求償権償却準備金	90,666,117
定期預金	13,200,000,000	退職給与引当金	859,535,502
郵便貯金	117,490,948	損失補償金	6,259,930,016
金銭信託	0	保証債務	661,782,756,880
有価証券	59,090,900,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	12,798,800,000	損失補償補てん金	0
社債	46,288,100,000	借入金	0
株式	4,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	1,814,714,139	雑勘定	19,745,567,576
事業用不動産	1,681,904,685	仮受金	21,952,935
事業用動産	132,809,454	保険納付金	90,593,436
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	7,161,809
損失補償金見返	6,259,930,016	未経過保証料	19,500,275,221
保証債務見返	661,782,756,880	未払保険料	4,266,858
求償権	354,447,444	未払費用	121,317,317
譲受債権	0		
雑勘定	1,312,507,458		
仮払金	3,209,653		
保証金	0		
厚生基金	87,529,800		
連合会勘定	8,739,231		
未収利息	44,862,440		
未経過保険料	1,168,166,334		
合 計	747,926,228,847	合 計	747,926,228,847

貸借対照表の用語解説

現金・預け金

業務費、代位弁済等の支払準備資金となります。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として社債・地方債を保有しています。

求償権

代位弁済した金額から、回収金、保険金および損失補償金受領分を控除したものです。

未経過保険料

当年度中に(株)日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当するものです。基本財産は、基金と基金準備金から構成され、そのうちの基金は県・市町村からの出捐金と金融機関からの負担金で成り立っています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降に係わる保証料を計上しています。

2020(令和2)年度 決算報告

収支計算書 (2020(令和2)年4月1日から2021(令和3)年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
経常収入		5,948,475,239
保証料	4,935,801,598	
預け金利息	1,291,825	
有価証券利息配当金	351,885,448	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	37,181,817	
事務補助金	8,496,000	
責任共有負担金	572,900,000	
雑収入	40,918,551	
経常支出		4,378,552,475
業務費	1,699,795,594	
役職員給与	840,919,326	
退職給与引当金繰入	58,259,278	
その他人件費	241,561,250	
旅費	4,721,469	
事務費	325,519,027	
賃借料	96,068,106	
動産・不動産償却	65,440,999	
信用調査費	9,247,240	
債権管理費	15,824,828	
指導普及費	27,237,671	
負担金	14,996,400	
借入金利息	0	
信用保険料	2,527,024,331	
責任共有負担金納付金	118,375,910	
雑支出	33,356,640	
経常収支差額		1,569,922,764
経常外収入		6,013,755,365
償却求償権回収金	170,811,897	
責任準備金戻入	2,022,979,208	
求償権償却準備金戻入	457,897,186	
求償権補てん金戻入	3,291,313,802	
保険金	2,989,139,675	
損失補償補てん金	302,174,127	
補助金	0	
その他収入	70,753,272	
経常外支出		8,419,876,147
求償権償却	4,046,643,545	
譲受債権償却	0	
有価証券償却	0	
雑勘定償却	18,889,567	
退職金	12,643,894	
責任準備金繰入	3,990,764,943	
求償権償却準備金繰入	90,666,117	
その他支出	260,268,081	
経常外収支差額		△2,406,120,782
制度改革促進基金取崩額		0
収支差額変動準備金取崩額		836,198,018
当期収支差額		0
収支差額変動準備金繰入額		0
基本財産繰入額又は基本財産取崩額		0

収支計算書の用語解説

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち該当決算期間に対応する額です。(当期受入保証料+前期末未経過保証料-当期末未経過保証料を計上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、社債・地方債等の利息配当金です。

信用保険料

(株)日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料を計上しています。)

求償権補てん金戻入

代位弁済に伴い、(株)日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金を計上しています。

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。一般企業における貸倒引当金に相当するものです。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。

当期収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものです。一般企業の利益にあたるものです。

2020(令和2)年度 決算報告

財産目録(2021(令和3)年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	471,681	責任準備金	3,990,764,943
預け金	17,310,501,229	求償権償却準備金	90,666,117
金銭信託	0	退職給与引当金	859,535,502
有価証券	59,090,900,000	損失補償金	6,259,930,016
その他有価証券	0	保証債務	661,782,756,880
動産・不動産	1,814,714,139	求償権補てん金	0
損失補償金見返	6,259,930,016	借入金	0
保証債務見返	661,782,756,880	雑勘定	19,745,567,576
求償権	354,447,444		
譲受債権	0		
雑勘定	1,312,507,458		
合計	747,926,228,847	合計	692,729,221,034
		正味財産	55,197,007,813



06

Information

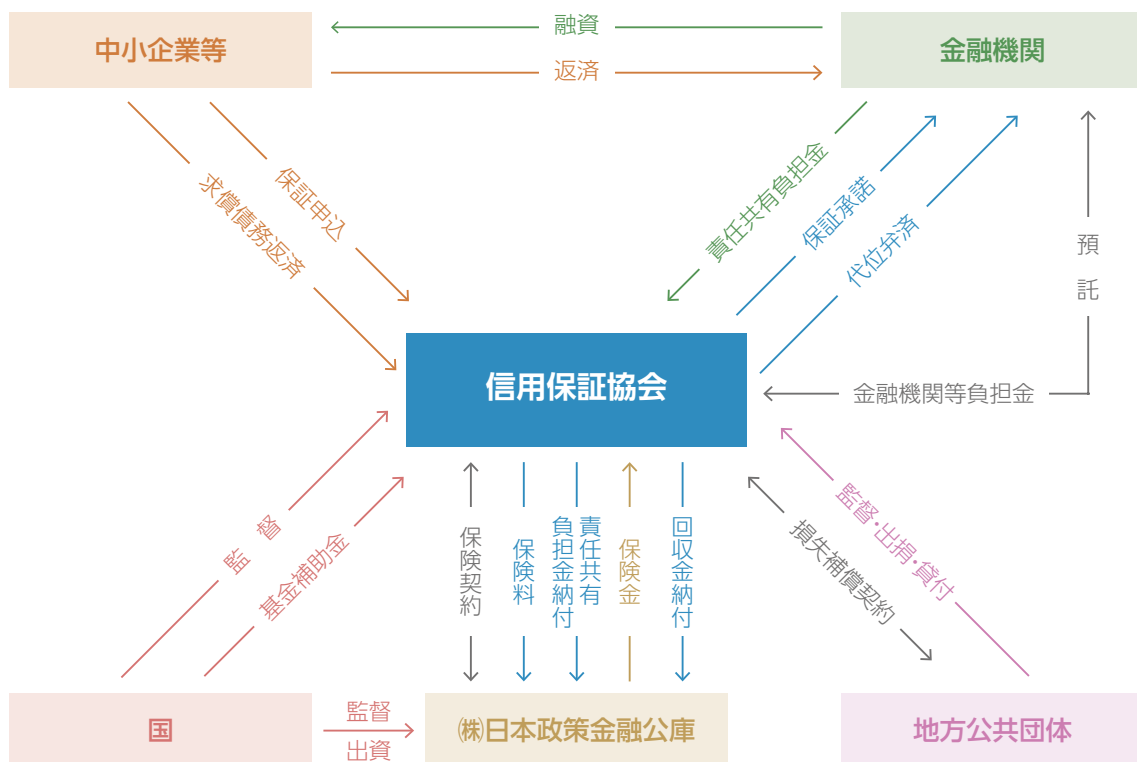
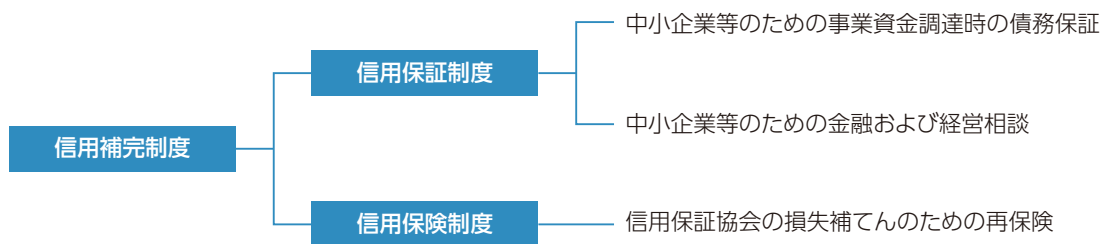
信用保証制度等のご案内



信用保証制度等のご案内

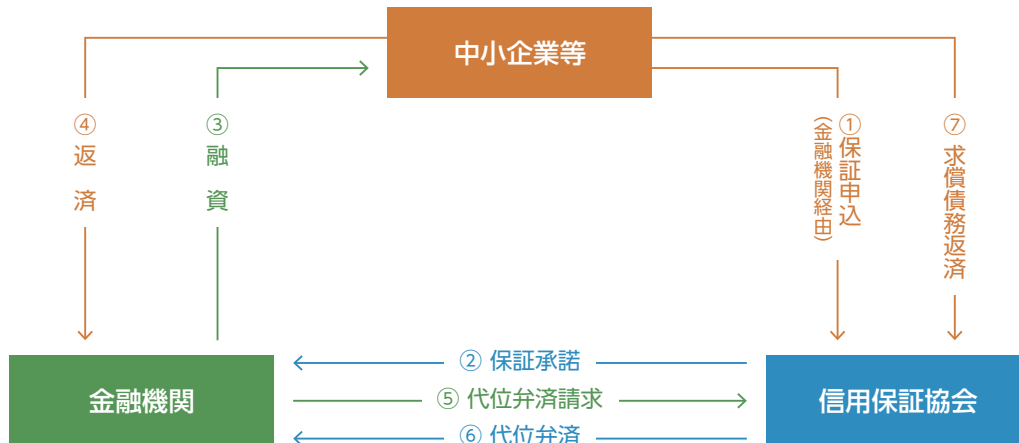
信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が(株)日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度と言います。



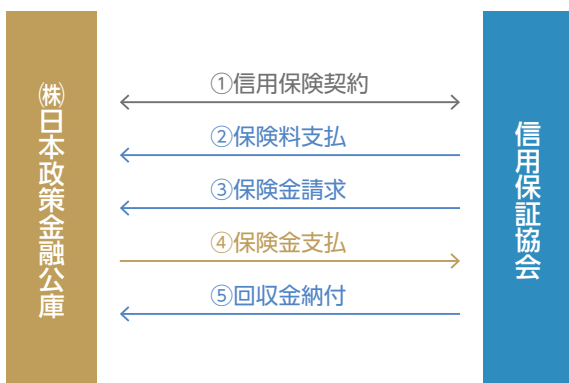
信用保証・信用保険制度

「信用保証制度」のしくみ



- ① 中小企業等は、金融機関を経由して信用保証の申込をします。
(なお、信用保証の申込前に金融機関と信用保証協会では保証申込についての事前相談があります。)
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否をきめ、金融機関へ通知します。
- ③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業等へ融資を行います。この時、中小企業者の方には信用保証料を負担していただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤～⑥ 事業上の都合で万一返済ができない場合は、信用保証協会が中小企業等に代わり金融機関へ借入金を弁済します。
- ⑦ その後、中小企業等とご相談しながら信用保証協会へ返済していただきます。

「信用保険制度」のしくみ



- ① 日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者の方からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証制度等のご案内

信用保証業務の概要

信用保証をご利用いただける方

▶企業規模

法人の場合は「資本金又は出資金」及び「常時使用する従業員」のいずれか一方が、つぎの基準に該当していればご利用いただけます。

個人の場合は、「常時使用する従業員」がつぎの基準に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	300人以下 (個人は100人以下)

政令特例業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

▶業 種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としており、ほとんどの業種がご利用いただけます。一部対象にならない業種もありますので、不明な場合は当協会担当窓口までご照会ください。

▶所在地・業歴

新潟県内に、本店または事業所を有し事業を行っている法人企業、もしくは現に居住している住居または事業所のいずれかを有し事業を行っている個人企業の方であればご利用いただけます。

また、「創業等関連保証」、「創業関連保証」、「再挑戦支援保証」については、創業前からご利用いただけます。

▶許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、許認可等を受けていることが必要です。

信用保証の内容

▶保証限度額

中小企業者等に対する保証限度額は次のとおりです。

一般保証

個人・法人 2億8千万円

組合 4億8千万円

この他、上記限度額とは別枠で扱うことのできる保証もありますので、詳しくは当協会担当窓口までご照会ください。

▶資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

▶保証期間

一般保証の場合は原則として、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

ただし、一部の保証制度の中には、その期間を超えてご利用ができるものもあります。

▶連帯保証人

原則として、法人代表者(代表理事)以外の連帯保証人は必要ありません。

また、担保提供者については、法人代表者および特別な事情がある場合を除き連帯保証は必要ありません。

【経営者保証を不要とする取扱いについて】

「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を廃止し、平成30年4月から保証時、期中時および事業承継時において、経営者保証を不要とする新たな運用・制度を開始しています。

なお、つぎの①～③の取扱いのほか、状況に応じて信用保証協会が経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認めた場合には、経営者保証を不要とすることができます。

①保証時

- ・金融機関連携型【BK連携型】
- ・財務要件型無保証人保証制度【財務型】
- ・担保充足型【担保型】

②期中時(事業承継時を除く)

- 借換え 【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う
- 条件変更 【BK連携型】により経営者保証の解除を行う

③事業承継(代表者交代)時

原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証参加は行いません。

ただし、旧代表者の保証解除要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は、基本的に旧代表者の保証を解除します。

▶担保

必要に応じて土地・建物等を提供していただきます。

なお、信用保証協会が設定する担保権のほかに、金融機関が設定する担保権を保証条件とする場合もあります。

信用保証制度等のご案内

責任共有制度

信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有することで、連携して中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業等に対する適切な支援を行うこと等を目的として、導入したものです。責任共有制度対象となる信用保証協会の保証付き融資は一部の保証制度を除いて実質80%保証となります。

責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関には、いずれかの方式を選択していただいております。

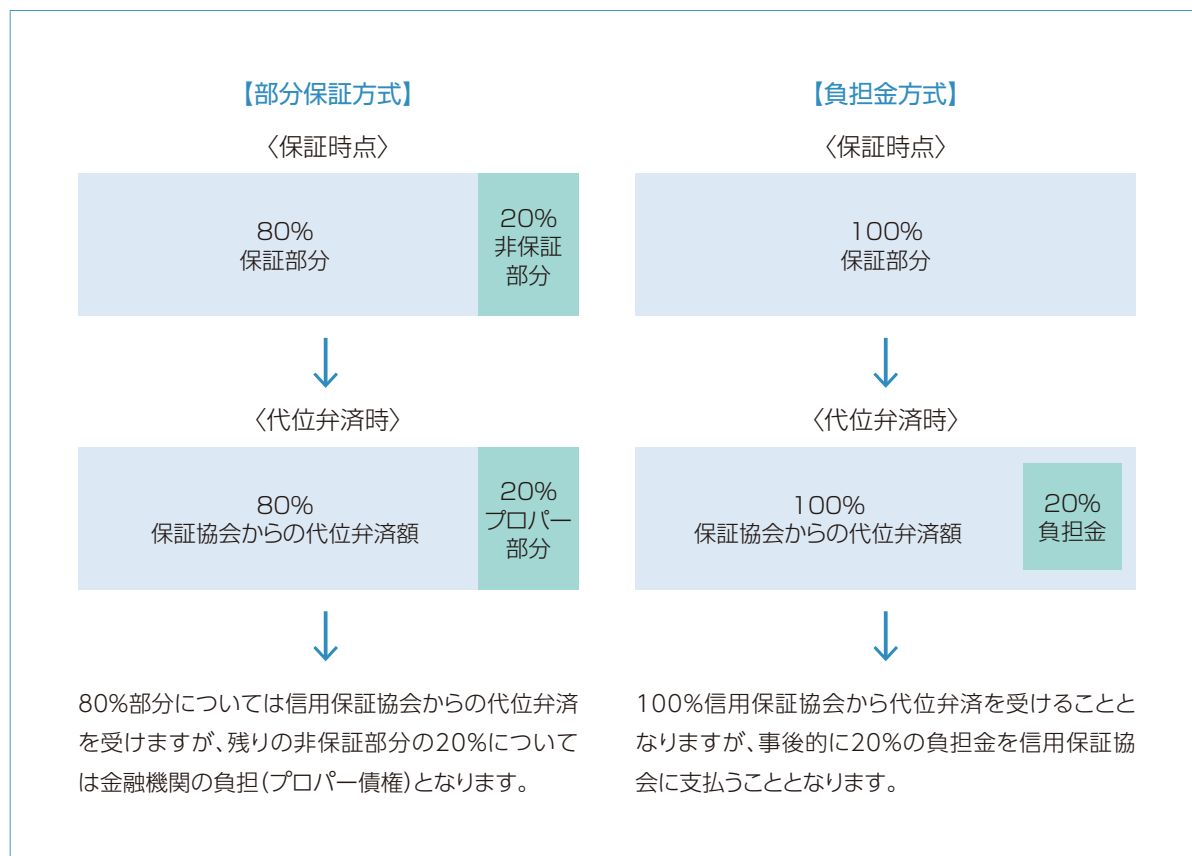
◆ 部分保証方式

金融機関が行う個別融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

◆ 負担金方式

金融機関の過去の保証利用実績に応じて一定の負担金を納付する方式

金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度対象外の制度について

次に掲げる保証制度については、国の政策目的に照らし責任共有制度の対象外として100%保証を継続しています。

- ・ 特別小口保証
 - ・ 経営安定関連保証(セーフティネット保証)第1号～4号、第6号
 - ・ 災害保証
 - ・ 創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証
 - ・ 事業再生保証
 - ・ 小口零細企業保証
 - ・ 求償権消滅保証
 - ・ 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証
 - ・ 東日本大震災復興緊急保証制度
 - ・ 経営力強化保証※1
 - ・ 事業再生計画実施関連保証※1
- ※1 責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合に限りです。
- ・ 危機関連保証

部分保証制度を前提とした保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証等)については、金融機関の方式選択にかかわらず、部分保証となり、保証割合は80%となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

伴走支援型 特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、早期の経営改善を図るため、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走支援を行う保証制度です。

経営行動計画書の策定と伴走支援	信用保証料の一部補助
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援を行います。	信用保証料率は0.85%ですが、国による補助があるため、中小企業者の方は一律0.2%相当額の保証料を負担します。 ※制度実施期間中は0.2%相当額を上限とします。

中小企業者とともに伴走支援パートナー
新潟県信用保証協会 詳しくは裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型)

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業績が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを図るため、中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画等に基いて、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の質的な進捗を図ることを目的として創設した制度です。

据置期間	信用保証料	保証期間
最長 5年	実質 0.2% 制度実施期間中は0.2%相当額を上限とします。	最大 15年間

制度の仕組み

計画策定段階
中小企業者 → 金融機関 → 中小企業再生支援協議会等

計画実行段階
中小企業者 → 金融機関 → 信用保証協会

中小企業者とともに伴走支援パートナー
新潟県信用保証協会 詳しくは裏面をご覧ください

信用保証料

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業等の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託した中小企業等の方からお支払いいただきます。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため直接利用者に負担していただく唯一の収入で、日本公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担(代位弁済等)に充てられるものです。中小企業等は、信用保証協会の保証により金融機関から融資を受けたとき、所定の信用保証料を金融機関経由で信用保証協会に支払うことになります。

信用保証制度等のご案内

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業等の経営状況に応じて9区分になっています。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価モデルを利用しています。(※)
また、ご利用いただく制度によって適用される信用保証料率が変わります。

流動資産担保融資保証や創業関連保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された定率の信用保証料率となっています。

(※) CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

▶1. 責任共有制度対象の保証

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※1 特殊保証とは、カードローン根保証、当座貸越根保証等の極度設定のある貸付、割引(根保証形式のもの)をいいます。

▶2. 責任共有制度対象外の保証

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

信用保証料率の割引

つぎの信用保証制度等について、信用保証料率の割引を実施しております。詳しくは、当協会担当窓口にご照会ください。

- ① 「会計参与の設置」を確認できる場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※1
- ② 担保の提供がある場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※2
- ③ 商工提携保証「スクラム」をご利用される場合は、0.05%割引いた料率を適用します。
- ④ 「創業等関連保証」「創業関連保証」をご利用される場合は、所定保証料率から0.20%を割引いた料率を適用します。※3
- ⑤ 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証(経営者保証コーディネーターの確認を受けたものを除く)、経営承継借換関連保証(経営者保証コーディネーターの確認を受けたものを除く)をご利用される場合は、所定保証料率から0.20%割引いた料率を適用します。※3
- ⑥ 地方創生応援社債保証をご利用される場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※3

※1 次の保証等は、この割引は適用しません。

新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金、伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(新潟県制度融資を含む)、事業承継特別保証制度及び経営承継借換関連保証の特別保証料率を適用する場合

※2 次の保証等は、この割引は適用しません。

伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(新潟県制度融資を含む)、事業承継特別保証制度及び経営承継借換関連保証の特別保証料率を適用する場合

※3 2021年4月1日から2022年3月31日まで保証申込(正式申込)を受付した保証が対象となります。

信用保証料の計算

信用保証料は、保証金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。
※確定日保証の場合は、保証期間を「日数」、12か月を「365日」に置き換えます。

一括返済 信用保証料＝貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)

分割返済 信用保証料＝貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)×分割返済回数別係数

計算例

保証金額10,000千円 保証期間60か月 返済方法6か月据置後
毎月185千円 最終回195千円 保証料率1.15%の信用保証料率は次のようになります。

①据置期間中の信用保証料

$$10,000\text{千円} \times 1.15\% \times 6\text{か月} \times 1/12 = 57,500\text{円}$$

②分割返済期間中の信用保証料

$$10,000\text{千円} \times 1.15\% \times (60\text{か月} - 6\text{か月}) \times 1/12 \times 0.55 = 284,625\text{円}$$

信用保証料合計 ①+②=342,125円

分割返済回数別係数

回数別区分	係 数	
	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61



信用保証制度等のご案内

／ 主な保証制度 (2021(令和3)年4月1日現在)

事業資金を借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
一般保証	通常の運転資金・設備資金について行う保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運 転 設 備	原則として7年以内 原則として10年以内	※ 年0.45%～ 1.90%
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を必要としない保証	2億8,000万円	事業資金	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	年0.45%～ 1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

スピーディーに借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
当座貸越根保証 (貸付専用型)	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	2億5,000万円	運転 設備	1年または2年 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39%～ 1.62%
無担保当座貸越根保証 (貸付専用型)	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	8,000万円以内	運転 設備	2年以内 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39%～ 1.62%
事業者カードローン 当座貸越根保証	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証	2,000万円以内	運転 設備	1年または2年 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39%～ 1.62%
小規模企業者カード ローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一 般 枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運転 設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39%～ 1.62%

大口の資金を長期で借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
長期経営資金保証	長期的展望に基づく運転または設備資金に対応する長期かつ大口の保証	2億円 (1件あたり、2,000万円以上、100万円単位)	運 転 設 備	5年以上15年以内 5年以上20年以内	※ 年0.45%～ 1.90%

※:責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、資金繰りを改善したい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
伴走支援型 特別保証制度	早期の経営改善を図るため、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走支援を行う保証	4,000万円	事業資金	一括返済 分割返済 1年以内 10年以内	年0.85%

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金	一括返済 分割返済 1年以内 15年以内	※0.80%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

資金繰りを改善したい。経営を安定させたい。

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
借換保証	既往借入金を借り換えまたは一本化することにより、資金繰りを安定させるための保証	個人・法人 2億8,000万円 (中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定に係る場合は3億8千万円) 組合 4億8,000万円	運転 設備	原則として 10年以内 ただし条件変更改善型 借換保証は15年以内 経営安定関連保証による借換 →原則として10年以内 その他一般の保証による借換 →対応する保証制度の 取扱いに準ずる ※条件変更改善型借換 保証は15年以内	※ 年0.45% ～1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
危機関連保証	全国規模の危機時に迅速に対応する保証	2億8,000万円	経営の安定に必要な事業資金	10年以内	年0.80%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経済産業大臣が指定した次のいずれかに該当した方について行う保証 ・市町村長の認定書が必要 ①再生手続開始申立等関係(取引先の倒産) ②取引先企業の事業活動の制限 ③災害に係る指定地域の特定業種 ④災害に係る指定地域 ⑤全国的な不況業種 ⑥破綻金融機関等と取引を行っており、事業資金の調達に支障をきたしている場合 ⑦金融取引の調整 ⑧金融機関の貸付債権の譲渡	①～⑤、⑦、⑧ 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ⑥ 3億8,000万円	経営の安定に必要な事業資金	原則として10年以内	①～④、⑥ 年0.80% ⑤、⑦、⑧ 年0.65%
災害保証	風災害、水害、地震災害等政令で定めた激甚災害により被害を受けた中小企業の方の事業再建に必要な資金について行う保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業の再建に必要な資金	原則として10年以内	年0.80%

信用保証制度等のご案内

事業の再生を図りたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
再挑戦支援保証	経営状況の悪化により事業の廃止・法人の解散を経験した方が、再起業する際に必要となる資金について行う保証	2,000万円 (創業関連保証の保証債務残高を合算して)	運転設備	10年以内	年0.80%

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金	15年以内	※年0.65%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。売掛債権や在庫を担保に借りたい

売掛債権や在庫を担保に借りたい

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
流動資産担保融資保証	中小企業者が有している棚卸資産、売掛債権を担保とした融資に対する保証 (1)根保証型 (2)個別型	2億円 (ただし、本制度で設定可能な借入れ限度額は2億5,000万円)	事業資金	根保証型 個別型 1年間 1年以内	年0.68%

社債を発行して資金調達したい

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
中小企業特定社債保証	社債(私募債)について、債務保証を行う保証	4億5,000万円 (社債総額5億6,000万円の8割が保証金額) 1回の最低発行額は3,000万円(但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円)	運転設備	2年～7年(年単位)	有担保 年0.35%～ 1.80% 無担保 年0.45%～ 1.90%

小規模企業向けの保証制度

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
特別小口保証	担保も保証人も取り入れないで行う保証(無担保・無保証人)	2,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	年0.60% (※年0.48%)
小口零細企業保証	小規模企業者の方への安定的な資金調達のための保証	2,000万円 (但し、既保証債務残高を含む)	運転設備	10年以内	年0.50%～ 2.20%
小規模企業者カード ローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一般枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運転設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39%～ 1.62%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

創業するための資金調達をしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
創業等関連保証	個人による創業および新たに会社を設立して事業を開始する方に対して行う保証	1,500万円	運転設備	10年以内	年0.80%
創業関連保証	個人による創業および新たに会社を設立して事業を開始する方に対して行う保証	2,000万円 (再挑戦支援保証の保証債務残高を合算して)	運転設備	10年以内	年0.80%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一般枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運転設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39%～ 1.62%

事業承継のための資金を借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
特定経営承継関連保証	代表者に就任後の後継者個人が株主等から株式や事業用資産を買い取るための保証	2億8,000万円	・株式の取得資金 ・事業用資産等の取得資金 など	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年0.45%～ 1.90%
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない後継者個人が株主等から株式や事業用資産を買い取るための保証	2億8,000万円	・事業用資産等の取得資金 ・株式等の取得資金(議決権1/2超)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年1.15%
事業承継サポート保証	後継者が持株会社を設立し、事業会社の株式を買い取るための保証	2億8,000万円	被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数2/3以上を一括で取得する資金	15年以内	年0.45%～ 1.90%
事業承継特別保証	事業承継の段階における資金調達にあたり、個人保証を提供している既往借入金について経営者保証不要で借り換えるための保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	年0.45%～ 1.90%

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
経営承継関連保証	代表者交代後の会社や事業譲渡後の個人事業主が株主等から株式や事業用資産を買い取るための保証	2億8,000万円	・株式の取得資金 ・事業用資産等の取得資金 など	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年0.45%～ 1.90%
経営承継準備関連保証	これから承継しようとする中小企業者が株主等から株式や事業用資産を買い取る資金のための保証	2億8,000万円	・事業用資産等の取得資金 ・株式等の取得資金(議決権1/2超)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年0.45%～ 1.90%
経営承継借換関連保証	経営者保証を提供している既往借入金について、経営者保証不要で借り換えるための保証	2億8,000万円	経営の承継に必要な資金のうち、認定日から経営承継日までの借換資金(代表者が保証債務を負う借入れに限ります)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	年0.45%～ 1.90%

信用保証制度等のご案内

海外展開をサポート

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
海外投資保証	中小企業者が海外生産等の海外投資に関する資金調達の円滑化を図るための保証	個人・法人 組合 2億円 4億円	運転 設備	原則として10年以内	※ 年1.00%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

地域経済の活性化を図るために

(特別保証制度) 一般保証とは別枠です

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
地方創生応援社債保証	雇用の促進など「地方創生」に対する取り組みを行う方の事業発展に、社債による長期かつ安定的な事業資金を供給する保証	4億5千万円 (注)ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。	事業資金	7年以内	0.45%～ 1.90%



07

Compliance

コンプライアンス態勢について



コンプライアンス態勢について

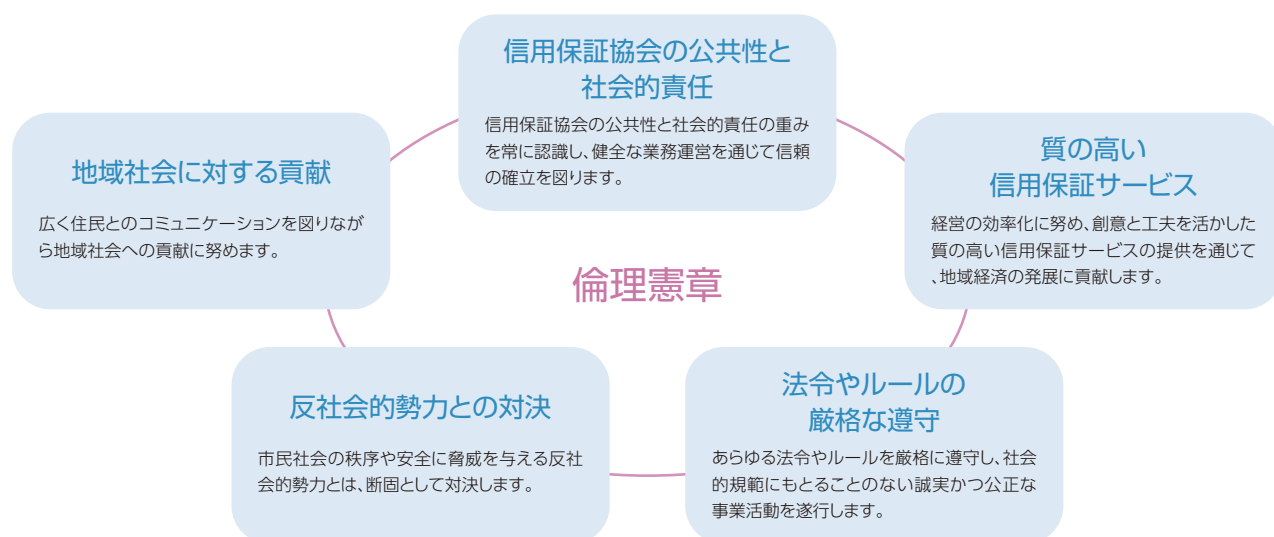
／コンプライアンス態勢について

当協会では、公共的使命と社会的責任を果たすべく、法令や規則を遵守して業務を遂行することを目的とし、コンプライアンス態勢を構築しています。

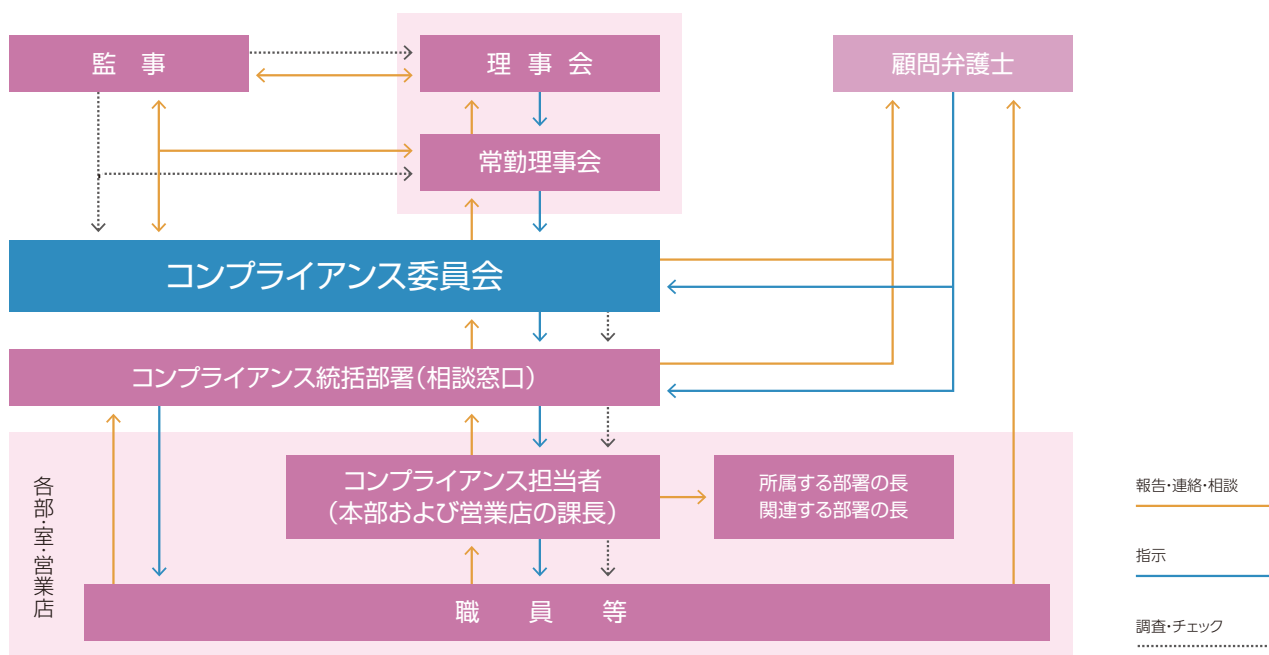
中小企業の皆さまと地域経済のより一層の発展に貢献するため、役職員一丸となって更なる努力を続けてまいります。

新潟県信用保証協会倫理憲章

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護について

当協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客さまの個人情報の保護に全力で取り組んでおります。

— 個人情報保護宣言 —

新潟県信用保証協会（以下、「協会」という。）は、中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借入れる際に、公的な保証人となり金融の円滑化を図ることを主たる業務とする特殊法人であります。

協会は信用保証業務の適切な運営を図るため、お客様の個人情報を適正に取得し利用する等させていただいておりますが、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び同法施行令等の趣旨を最大限に遵守し、協会が保有する個人情報の適正な保護と利用に努めてまいります。

（平成17年4月1日宣言）

個人データの安全管理に係る基本方針

当協会は、個人データの安全管理に係る基本方針として、次の事項を定めます。

1. 個人データについては、個人情報保護法等を遵守して厳重管理します。
2. 当協会は、個人データの安全管理の一元管理を図る体制を構築します。
3. 当協会は、当協会の役職員として取るべき行動を具体的に示すものとして、別途「個人データ管理規程」を制定します。
4. 当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底させるため計画的に教育・研修等を行います。
5. 当協会は、本基本方針の遵守状況等を定期的に点検・評価して適宜安全管理対策を見直し、適正な安全管理に努めます。
6. 当協会は、本基本方針を必要に応じて継続的に改善することに努めます。
7. 当協会における安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口は以下のとおりです。

住 所 新潟市中央区古町通7番町1010番地

電話番号 025-210-5131

部 署 名 企画総務部 総務課

コンプライアンス態勢について

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。
以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

(平成17年4月1日制定)

(平成29年5月30日最終改正)

記

①当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ▶法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ▶お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

- | | |
|--|---|
| (1) 経営・金融・各種制度利用の相談の受付 | (10) 市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施 |
| (2) 保証申込・条件変更申込の受付 | (11) 各種保証制度利用のご提案 |
| (3) 保証利用資格の確認 | (12) 保証料の返戻 |
| (4) 保証・条件変更の審査 | (13) 求償権の行使 |
| (5) 保証・条件変更の決定 | (14) 信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続 |
| (6) 保証取引の継続的な管理 | (15) 産業競争力強化法第127条に基づく認定支援機関との事業再生支援に係る相談業務 |
| (7) 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行 | (16) その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営 |
| (8) 取引上必要な各種郵便物の送付 | |
| (9) 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供 | |

②各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用する等、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

③個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- (1) 信用保証委託申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- (2) お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- (3) 債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

④ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課 (電話番号)025-210-5131

⑤個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- (1) 行方不明先等の調査業務
- (2) 債権管理回収業務

⑥個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、所定の様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

⑦共同利用に関する事項(法第23条5項3号関係)

法第23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1)共同利用される個人データの項目

- ア. 創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後に提出する書類に記載された情報
- イ. 財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ウ. 保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- エ. 条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- オ. 事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- カ. 代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報

キ. 求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報

ク. その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2)共同利用者の範囲

- ア. 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
- イ. 一般社団法人 全国信用保証協会連合会

(3)利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4)個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人 全国信用保証協会連合会

⑧当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)

(1)当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称

新潟県信用保証協会

(2)すべての保有個人データの利用目的

- ①をご参照ください。(P51)

(3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法32条関係)

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただきます。

ア. 開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。

なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

住 所 〒951-8640 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課
電話番号 025-210-5131

イ. 開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等

「開示等の請求等」を行う場合は、当協会所定の申請書に、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(※)を添付してください。

(※)運転免許証、パスポートのコピー 1通

例示した確認書類は原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

ウ. 代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類を添付してください。

▶法定代理人の場合

- ▶成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ▶法定代理権があることを確認するための書類 1通
(例)戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー(※) 1通
- ▶未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類 1通
(例)法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※) 1通

▶委任による代理人の場合

- ▶当協会所定の代理人選任届 1通
- ▶本人の印鑑証明書 1通
- ▶代理人本人であることを確認するための書類 1通
(例)代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※) 1通

例示した確認書類は原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

コンプライアンス態勢について

エ. 開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

▶1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

オ. 開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客さまの了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

カ. 開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にもとない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ▶申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないとき等、本人確認ができない場合
- ▶代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ▶所定の申請書類に不備があった場合
- ▶開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ▶本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ▶当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ▶他の法令に違反することとなる場合

⑨ 苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令8条、法35条関係)

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

ア. お電話による場合

新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課
電話番号 025-210-5131

イ. お手紙による場合

〒951-8640
新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課

⑩ 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

反社会的勢力の排除について

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け、反社会的勢力排除の取り組みを強化しています。

反社会的勢力排除の取り組みとして、ポスターやリーフレットを作製し、中小企業等および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

《反社会的勢力とは》

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ◆暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ◆暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ◆自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者



08

Organization

組織体制



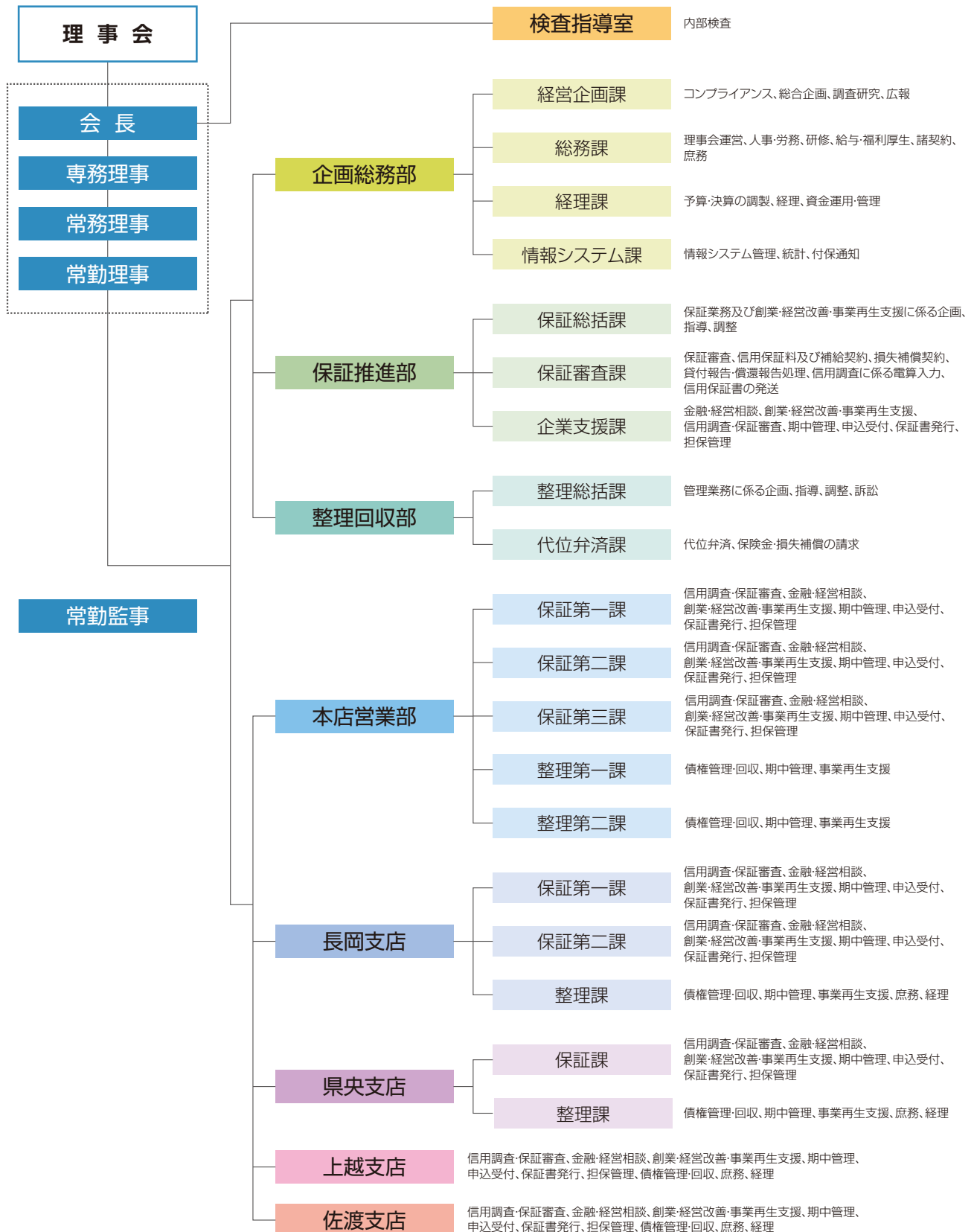
組織体制

役員名簿(令和3年7月末現在)

役員及び顧問(理事14名、監事3名、顧問1名)

会 長	坂 井 康 一	常 勤
専 務 理 事	田 村 定 文	常 勤
常 務 理 事	福 本 健 治	常 勤
理 事	上 村 一 彦	常 勤
理 事	佐 野 哲 郎	新潟県産業労働部長
理 事	二階堂 馨	新潟県市長会会長
理 事	小 林 則 幸	新潟県町村会会長
理 事	富 樫 一 成	新潟県議会産業経済委員長
理 事	福 田 勝 之	新潟県商工会議所連合会会頭
理 事	殖 栗 道 郎	新潟県銀行協会会長
理 事	石 田 幸 雄	大光銀行取締役頭取
理 事	阿 部 隆	新潟県信用金庫協会会長
理 事	長谷川 了	新潟県信用組合協会会長
理 事	黒 田 直 洋	商工組合中央金庫新潟支店長
監 事	吉 岡 彰	常 勤
監 事	近 野 茂	公認会計士
監 事	古 川 兵 衛	弁護士
顧 問	東 善 明	日本銀行新潟支店長

組織構成図(令和3年4月1日現在)



担当地域と事務所のご案内

河原田小学校

佐和田行政サービスセンター2階

国道350号線

佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政
サービスセンター2階)

Tel 0259-57-2011
Fax 0259-57-3421

【担当区域】
佐渡市

[illegible]

上越支店

〒943-0804
上越市新光町1丁目10番20号
(上越商工会館内)
Tel 025-523-7225
Fax 025-522-2454

【担当区域】
上越市、糸魚川市、妙高市

度支店

52-1314
 三上市河原田本町394番地
 度市役所 佐和田行政
 サービスセンター2階)
 ☎0259-57-2011
 ☎0259-57-3421

当区域]
 三上市

県央支店

〒955-0092
 三条市須頃1丁目17番地
 (燕三条地場産業振興センター2階)
 ☎0256-33-6661
 ☎0256-33-6622
 保証課／整理課

越支店

43-0804
 三上市新光町1丁目10番20号
 (越商工会館内)
 ☎025-523-7225
 ☎025-522-2454

長岡支店

〒955-0092
三條市須埴1丁目17番地
(燕三條地場産業振興センター2階)
Tel 0256-33-6661
Fax 0256-33-6622
保証課／整理課
【担当区域】
三條市、加茂市、燕市、
田上町、弥彦村

〒940-0071
長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2-3階)
Tel 0258-35-5714
Fax 0258-35-6341
保証第一課／保証第二課／整理課
【担当区域】
●保証第一課：長岡市、見附市
●保証第二課：柏崎市、小千谷市、十日町市、
魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、
湯沢町、津南町、刈羽村

Map showing the location of the building (リナシエビル 2・3階) relative to surrounding streets and landmarks. The building is located at the intersection of 本町通り (Honcho-dori) and 表町通り (Omachi-dori). Other landmarks include 長岡市立互尊文庫 (Nagaoka City Rikun Bunko), 明治公園 (Meiji Park), 長岡郵便局 (Nagaoka Post Office), 第四北越銀行 長岡本店営業所 (Dai-4 Hokuriku Bank Nagaoka Main Branch), and 大手通り (Oodori). The route to 長岡駅 (Nagaoka Station) is indicated by an arrow pointing towards the bottom right.



中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

新潟 信用保証 検索 <http://www.niigata-cgc.or.jp>

